

令和5年度 第2回五軒市民センター運営審議会

◇日時 令和6年2月15日（木） 午前10時から
◇場所 五軒市民センター 1階 101会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 令和5年度みと文化交流プラザ利用状況について
 - (2) 令和5年度五軒市民センター事業報告について
 - (3) 令和6年度定期講座募集（案）について
 - (4) その他
- 4 閉 会

水戸市五軒市民センター運営審議会委員名簿

(任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

		氏名	団体等名及び役職名
1	会長	石田 武雄	ふあいぶたうんコミュニティ副会長
2	副会長	前田 均	ふあいぶたうんコミュニティ会計
3	委員	市毛 則之	水戸市立第二中学校PTA会長
4	委員	田村 靖子	五軒女性会前会長
5	委員	杉田 真由美	五軒女性会会長
6	委員	大谷 栄子	水戸市立五軒小学校校長

水戸市五軒市民センター 職員名簿

職名	氏名
所長	川津 英臣
主幹	飯島 裕
会計年度任用職員	菌部 篤生
会計年度任用職員	桑名 千和
会計年度任用職員	照山 里沙

(2) 令和5年度 五軒市民センター事業報告について

①定期講座

クラブ（自主運営）

	講座名	講師	開催日	人数	回数	開講日	延べ参加人数
1	五軒茶道	藤田 宗邦 (裏千家)	第1・3 火曜	7名	18回	5月2日	107名
2	健康とヨガ	仲田 恵美	第1・3 火曜	18名	18回	5月2日	283名
3	やさしい囲碁	高野 惣一	第1・2・3火曜	15名	27回	5月2日	276名
4	写真くらぶ	橋本 實	第3 水曜	15名	9回	5月17日	110名
5	MIX ビクス	櫛田 かほり	第1・3 木曜	11名	17回	5月4日	137名
6	楽しいカラオケA	上杉 京子	第1・3 木曜	11名	15回	5月4日	125名
7	実践ボールペン字	高荷 秀麗	第2・4 木曜	12名	15回	5月11日	138名
8	中高年の ビューティーストレッチ	ム ツ コ	第2・4 金曜	14名	18回	5月12日	198名
9	How To カラオケ	上杉 京子	第2・4 金曜	5名	15回	5月12日	75名
10	五軒歩こう会	海老澤 美知子	第4 日曜	23名	8回	5月28日	150名
計				131名	160回		1,599名

※ 回数及び参加人数は令和6年1月末現在

②家庭教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
家庭教育学級	1	1月25日	講話「家庭教育について」	矢口 みどり	20名

③女性教養関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒地区 女性教養講座	4	7月12日	開講式 筆跡心理学	野上 美代子	15名
		10月20日	ハーバリウム教室	倉田 栄子 小池 朱美	16名
		12月20日	移動学習 廣澤美術館方面	—	17名
		1月17日	閉講式 源氏物語 女人絵巻 八 ～最愛の女人との別れ …そして雲隠れ～	水戸市立博物館 坂本 京子	13名

④高齢者関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒いきいき大学	4	7月25日	開講式 シニアリトミック	海野 真奈美	19名
		9月26日	人権啓発講演会 「笑いが一番」	柳貴家 正楽	26名
		10月24日	モザイクコースター作り	株式会社 LIXIL 三村 絢子	22名
		11月30日	閉講式 移動学習「つくば市方面」	—	23名
スマホ体験講座	1	9月13日	はじめてのスマホ体験講座	スマートフォン アドバイザー	17名

⑤成人教育関係

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
健康料理教室	1	11月10日	食事バランスガイドで簡単にバ ランスをとろう	食推五軒支部	6名

⑥青少年教育

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
親子料理教室	1	8月18日	夏休み親子料理教室	食推五軒支部	11名
書き初め教室	1	1月5日	書き初め教室	田村 靖子	6名

⑦市民センターまつり

講座名	回数	開催日	内容	講師	参加人数
わいわい五軒文化祭	1	11月25日 26日	作品展示・芸能発表		3,804名

【参考】関連事業

事業名	開催日	主管	備考
五軒地区 サマーナイトコンサート& ふれあいまつり	7月15日	地区生涯学習部会	参加人数 3,000人
五軒地区 市民スポーツ大会	6月4日	地区スポレク部会	参加人数 60名
	10月8日		参加人数 1,100名
Mitori0 フェスティバル	11月25日	Mitori0 にぎわい推進協議会	参加人数 3,000名
五軒地区年末クリーン作戦	12月16日	地区生活環境部会	中止
流しびな作り	2月3日	五軒女性会役員	参加人数 34名
五軒香梅ひな流し	3月2日	地区生涯学習部会	

(3) 令和6年度 五軒市民センター定期講座募集(案)について

①定期講座

クラブ(自主運営)

	講座名	講師	内容	開催日	継続人数	募集人数	開講日
1	五軒茶道	藤田 宗邦	(裏千家) 初心者歓迎。 お茶やお菓子で日本の文化を楽しみましょう。	第1・3 火曜	7名	3名	5月7日
2	健康とヨガ	仲田 恵美	心身を穏やかに健康づくり。	第1・3 火曜	17名	3名	5月7日
3	やさしい囲碁	高野 惣一	初心者歓迎。楽しく打とう。	第1・2・3火曜	14名	11名	5月7日
4	写真くらぶ	橋本 實	写真がよくなる実践技を学ぼう。 ※他に月に1度野外撮影会	第3 水曜	14名	3名	5月15日
5	MIX ビクス	楢田 かほり	楽しく体幹ストレッチ。	第1・3 木曜	12名	3名	5月2日
6	楽しいカラオケA	上杉 京子	仲間と一緒に歌で元気をもたらしましょう。	第1・3 木曜	14名	6名	5月2日
7	実践ボールペン字	高荷 秀麗	美文字をめざして楽しくやっています。	第2・4 木曜	11名	4名	5月9日
8	中高年の ビューティーストレッチ	ム ツ コ	いきいきと年を重ねるために必要な筋肉を鍛え、健康で若々しい姿勢を作ります。身体をゆっくり動かして行うストレッチです。	第2・4 金曜	14名	3名	5月10日
9	五軒歩こう会	海老澤 美知子	歩くことで新しい発見が出来ます。楽しく歩きましょう。	第4 日曜	23名	22名	5月19日

(4) その他

令和6年度

五軒市民センター

(案)

受講生募集

定期講座

五軒市民センターでは、皆様の生涯学習を応援しています。

- ☆ 申込期間 **4月2日(火)～4月19日(金)**
- ☆ 受付時間 **月曜日から金曜日 午前9時～午後5時**
※土曜・日曜・祝日は受付を行っておりません。
- ☆ 申込方法 **五軒市民センター窓口へ直接お申し込みください。**
- ☆ 開催期間 **令和6年5月から令和7年3月まで**
- ☆ 会場 **五軒市民センター(みと文化交流プラザ)他**
- ☆ 会費 **開講後、各クラブの会計係に納入してください。**
原則として途中退会での返金はいたしません。
受講者数等により金額が多少前後しますのでご了承ください。
教材費は実費負担となります。
- ☆ その他 **募集定員になり次第締め切ります。**
定員に満たない講座については、随時受付をします。
定員の7割に満たない講座は、開講できない場合があります。
施設の保守点検・祝日・市民センター行事等の都合により、
開催日が変更になる場合もあります。
- ☆ 問合せ **水戸市五軒市民センター**
電話 226-4156

〈 各定期講座の一覧表を裏面に載せておりますので、ご覧ください 〉

(案)

令和6年度 五軒市民センター定期講座一覧

❀ クラブ ❀ (経験者・初心者可)

曜日	クラブ名	開催日	時間	年会費(円)	定員	募集人数	開講日	講師名	内容
火	五軒茶道	第1・3	9:00~12:00	2,000/月	10	3	5/7	藤田 宗邦	《裏千家》初心者歓迎。お茶やお菓子で日本の文化を楽しみましょう。
	健康とヨガ	第1・3	10:00~12:00	前期5,000 後期6,000	20	3	5/7	仲田 恵美	心身を穏やかに健康づくり。
	やさしい囲碁	第1・2・3	13:00~17:00	3,000	25	11	5/7	高野 惣一	初心者歓迎。楽しく打とう。
水	写真くらぶ	第3	18:00~20:30	前期6,000 後期5,000	17	3	5/15	橋本 實	写真がよくなる実践技を学ぼう。 ※他に月に1度野外撮影会
木	MIXピクス	第1・3	10:00~11:30	6,000×2回 (前・後期)	15	3	5/2	楢田かほり	楽しく体幹ストレッチ。
	楽しいカラオケA	第1・3	13:30~15:30	6,000×2回 (前・後期)	20	6	5/2	上杉 京子	仲間と一緒に歌で元気をもらいましょう。
	実践ボールペン字	第2・4	10:00~12:00	10,000	15	4	5/9	高荷 秀麗	美文字をめざして楽しくやっています。
金	中高年のビューティーストレッチ	第2・4	13:30~14:30	1,000/月	17	3	5/10	ムツコ	いきいきと年を重ねるために必要な筋肉をきたえ健康で若々しい姿勢を作ります。体をゆっくり動かして行うストレッチです。
日	五軒歩こう会	第4	8:00~ 詳細はハガキにて別途連絡	1,500	45	22	5/19	海老澤美知子	歩くことで新しい発見が出来ます。楽しく歩きましょう。

【案内図】



水戸市五軒市民センター
 〒310-0063
 水戸市五軒町1-2-12
 みと文化交流プラザ1F

バスのご利用は、水戸駅北口から大工町方面行きバス、泉町1丁目バス停下車徒歩3分です。
 駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
 施設の駐車場が満車の場合は、近隣の民間駐車場（有料）をご利用ください。

○水戸市市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日以前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年6月30日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成30年6月22日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成30年12月20日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(2) 別表に2項を加える改正規定（水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。）及び付則第3項の規定 平成31年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

（準備行為）

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例（以下「新条例」という。）の例により行うことができる。

- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

付 則（令和3年12月24日条例第62号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年3月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例の施行の日以後の水戸市千波市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

○水戸市市民センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。

- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。